平成２７年２月定例会

請願・陳情文書表

鳥　取　県　議　会

目　　次

請　願　の　部

請　願　一　覧　表……　1

福祉生活病院常任委員会……　3

陳　情　の　部

陳　情　一　覧　表……　5

総務教育常任委員会……１１

農林水産商工常任委員会……１９

地域振興県土警察常任委員会……２３

請　願　一　覧　表

福祉生活病院常任委員会・請願

受理番号及び受理年月日	所　管	件　名	提　出　者	備　考
福 ２７年－　　７ （27. 2. 12）	生活環境	産業廃棄物管理型最終処分場建設計画の再検討について	大山ふもとの自然環境と米子の水を守る会	

請願一覧表

福祉生活病院常任委員会・請願

受理番号及び受理年月日	所管	件名及び要旨	提出者及び紹介議員	審査結果
27年－7 (27.2.12)	生活環境	**産業廃棄物管理型最終処分場建設計画の再検討について** **▶請願趣旨** 大山は、その美しい景観と共に命の水を育んでくれ、麓の淀江町には日本名水百選に選ばれた“天の真名井”や“小波上の泉”があり、市外、県外からも沢山の人々が汲みに来られている。淀江のきれいな海で獲れるタコは都会に出荷されている。さらに妻木晩田や古墳群などがあり、多くの方が訪れる歴史的文化の地でもあり、旧淀江町憲章には「手をつなぎ水と緑の美しいまちをつくります」と掲げている。地下水問題の第一人者である岡山大学西垣教授は「このような自然を拝した地域に産業廃棄物の最終処分場を建設することは自然環境に負荷を与える可能性がある」「真摯な姿勢で取り組む覚悟が望まれる」と鳥取県への回答で述べている。 また日本のごみ処理の問題点を指摘し、解決の方向性を提起してこられた明治学院大学の熊本一規教授は「産廃処分場は子孫への時限爆弾である」「処分場に持ち込まれた水銀等重金属、ダイオキシン等環境ホルモンは大気汚染や遮水シートが圧力で破れたり、つなぎ目がはがれ、劣化による破損で地下水や河川を汚染する」「廃止された処分地は土壌汚染地となり流産やガン等の多発の原因になっている」「持ち込まれた有害物質は100％環境を汚染し続ける」と指摘し「計画地は最も作ってはならない場所」と言い切っておられる。 このような地に産業廃棄物管理型処分場が「環境プラント工業（株）」によって提案され、県は米子市民、特に淀江地域住民全体に知らせ、住民の不安に答えることなく計画を進めている。 「環境プラント工業（株）」が行った「環境影響評価」は地元の専門家から第1案（H25年6月版）に対して99項目、修正案（H25年10月版）に対し61項目ものコメントが出されて	大山ふもとの自然環境と米子の水を守る会 （紹介議員） 市谷知子 錦織陽子	

		いる杜撰な内容である。これに対し「大山ふもとの自然環境と米子の水を守る会」の２回の公開質問状に県は科学的・技術的に納得できる回答をしていない。しかも県は「環境影響評価」のチェックさえしていないにもかかわらず、環境影響調査費・実施設計費等の契約補助金 3,500 万円を支払っている。 計画地の周辺には福井水源地をはじめ６箇所の水源地があり、米子市民、日吉津、境港など周辺住民の将来の大切な水源地域である。住民の命と健康にかかわる水源地が汚染されたら取り返しがつかない。産廃は「負の遺産」であり、子孫に対する責任の大きさは計り知れないものがある。中止を求める署名は２月６日までに 16,800 名、内淀江地域が 4,000 名となり、引き続き取り組んでいる。 産廃処分場の被害は、空港等の騒音被害と異なり、大気、水、農作物や魚を通して広範囲に被害を与える。県は条例を楯に頑なに 500 m外への説明を拒否しているが、将来被害を受ける危険のある地域全体、少なくとも米子市民への説明は当然される必要があり、住民の合意なしに進めてはならない問題である。 県民の代表である県議会が住民の疑問、意見をよく聞いていただき、市民、特に子どもを守る立場を貫いていただくよう心から要請する。 **▶請願事項** １　「水源地、学校・保育園、住宅、農地、漁場の周辺に産廃処分場を作ってはならない」という原則を貫くこと。 ２　「産廃処分場計画」について 500 m以内の住民だけでなく、将来被害を受ける危険のある地域住民、少なくとも米子市民全体への説明をすること。 ３　杜撰な「環境影響評価」はやり直すこと。その際、中立・公正な専門家、住民代表・技術者の参加により行い、住民代表・技術者の参加する検討委員会を立ち上げ検討すること。 ４　県は「環境影響評価」「実施設計」の補助金として「環境プラント工業（株）」に 3,500 万円支払っている。コンサルタント契約（総額 8,400 万円）の項目の内訳を開示すること。		

陳　情　一　覧　表

総務教育常任委員会・陳情

受理番号及び受理年月日	所管	件名	提出者	備考
総27年－3（27. 1. 30）	総務	生活必需品への軽減税率適用及び最低賃金の引き上げを求める意見書（軽減税率適用関係）の提出について	倉吉市 個人	
総27年－5（27. 1. 30）	議会	地方自治法第１２４条以下及び国会法第７９条以下並びに請願法について憲法第１６条の請願規定の趣旨に合致する形での改正を求める意見書の提出について	倉吉市 個人	

陳情一覧表

陳 情 一 覧 表

農林水産商工常任委員会・陳情

受理番号及び受理年月日	所管	件名	提出者	備考
農 ２７年－　４ （27. 1. 30）	商工労働	生活必需品への軽減税率適用及び最低賃金の引き上げを求める意見書（最低賃金関係）の提出について	倉吉市 個人	

陳情一覧表

陳 情 一 覧 表

地域振興県土警察常任委員会・陳情

受理番号及び受理年月日	所管	件名	提出者	備考
地 ２７年－　１ （27. 1. 7）	地域振興	鳥取・米子両空港の早期のマルチトラック化について	倉吉市 個人	
地 ２７年－　２ （27. 1. 7）	文化 観光 スポーツ	まんが王国官房の保有するまんが本の処分・売却等について	倉吉市 個人	
地 ２７年－　６ （27. 2. 2）	文化 観光 スポーツ	いわゆるイスラム国による残虐非道な行為に対し「非難の決議」をし、また、政府に対し、危険区域への旅行者や外国在住邦人に対し、不要不急の旅行・滞在を慎むべきことを周知徹底することを求める意見書の提出について	倉吉市 個人	

陳情一覧表

総務教育常任委員会・陳情

受理番号及び受理年月日	所管	件名及び要旨	提出者	審査結果
27年－3 (27.1.30)	総務 関連陳情 商工労働 27年－4	**生活必需品への軽減税率適用及び最低賃金の引き上げを求める意見書（軽減税率適用関係）の提出について** **▶陳情の理由** 昨今の日本経済は、いわゆるアベノミクスによる大胆な量的・質的金融緩和、それによる円安誘導、指数連動型ＥＴＦ（株式上場投信）やＲＥＩＴ（不動産上場投信）の買い入れによる株高誘導施策などの施策があいまって、リーマンショック不況の最悪時からは脱し、第一次安倍政権発足時においては、国民の間に「これから景気が上向くかもしれない」という期待の芽が見られた。株価は当時の７千円台から、直近では１万７千円台まで回復し、消費者態度指数や企業の業況判断指数（ＤＩ）も上向いている。しかし、この株高については、一部の者しか恩恵を享受できていないのが実態である。 また、緩和による日銀の国債の買い受けは、日銀による借金引き受け、いわゆる財政ファイナンスであると言わざるをえない。日銀券が信頼を失ったとき、円安とインフレが制御できなくなる危険性もある。アメリカのＱＥ縮小時には市場が相当揺れた。直近ではスイスがユーロとの為替上限の終了を突然発表して市場がパニックになったように、出口戦略は常に考えておかねばならないし、無秩序な資産の買い入れは慎むべきである。付言すれば、ＧＰＩＦによるリスク性資産の保有率増大も、株価への寄与や期待リターンの向上というメリットはあるものの、反面、リーマンショックのような未曾有の危機が起きた際のリスクも倍増するもので、年金基金を危機にさらすものであるので、留意すべきである。（この点、第 187 回国会に長妻昭衆議院議員が提出の「ＧＰＩＦにおける年金積立金の運用リスク等に関する質問主意書」に記載あり。） 確かに、円安誘導施策は、自動車産業や精密電器・機械産業などの輸出産業にとっては、外貨建て資産の円換算額を増やし	個人 （倉吉市	

		て当期純利益の増大に寄与し、また安倍首相の各界に対する賃上げ要請もあいまって、一部大企業においては一定の賃金上昇をもたらし、株式配当額も向上した。しかし、企業は総じてまだ設備投資に慎重で内部留保を蓄え、従業員の態度も慎重で、給与を消費に回さない実態が明らかになっている。これは「富ある者」への富の偏在、格差の拡大をもたらしている。 直近においては、2014 年４月からの消費増税や、円安による輸入価格の向上により、食料品などの生活必需品の価格が上昇し、一般の家庭においては収入に占めるこれら食料品等に対する支出が増大し、国民の生活は逼迫している。増税以降の実質ＧＤＰは、４～６月期が前年同期比年率 6.7 ％減、７～９月期が同 1.9 ％減と、２四半期連続でマイナス成長に陥った。消費増税による経済の落ち込みは、当初の予想以上に深刻で、これから消費税を 10 ％に上昇させれば、日本経済に深刻なダメージを与えることが予想されるところである。 とりわけ、低所得者層にとって、逆進性の高い消費税率の上昇や、昨今の円安に伴う食品支出の増大は、死活問題である。首相は、景気条項を付することなく、時期がくれば必ず再増税するかのように言っているが、これはやめるべきである。行政の無駄削減、公務員削減など身を切ることをせず、国民の負担を強化することは許されない。仮に、公約どおり消費税を 10 ％に上昇される際も、食品など生活必需品については増税と同時に３～５％の軽減税率を設定し、奢侈品や奢侈サービス（たとえば、パチンコや一定額以上の外食など）には高税率を適用し、法人減税幅を縮小するなどして、低所得者層に配慮した税制の構築が望まれるところであり、国に対して、その実現を働きかけられたい。 **▶陳情の要旨** 以下についての意見書を国に提出することを求める。 （イ）生活必需品に可能な限り低率の軽減税率を適用すること。また、それに伴う税収不足を埋めるため、奢侈品への課税強化や法人減税の減税幅圧縮などで財源を措置し、富の偏在を是正すること。		

27年－5 (27. 1.30)	議　　会	**地方自治法第124条以下及び国会法第79条以下並びに請願法について憲法第16条の請願規定の趣旨に合致する形での改正を求める意見書の提出について** **▶陳情の理由** ・はじめに～そもそも、請願権とは何か。 　そもそも請願権は、官公署に対して、平穏に、自身の希望や要求などを主張する権利である。日本国憲法第16条は、「何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、平穏に請願する権利を有し、何人も、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない。」と規定する。限定列挙ではなく、例示列挙として「その他の事項」を含めることで、国民の請願権が国家作用全般に対して及ぶことを明文で示した。 　行政に対する請願など、請願に係る一般法として、請願法がその手続（たとえば、請願は住所・氏名を記載した書面によることなど。）について定め、地方議会に対する請願については、特別法として地方自治法が、国会に対するものは国会法が規律する。 　さて、ところで、この請願法は、なぜ必要なのだろうか。本来、立法府と行政府は、それぞれが抑制と均衡の関係を保ちながら、可能な限り国民の意思をくみとり、行政活動を行うようにすべきである。 　しかしながら、この均衡が有効に機能せず、為政者や議員が選挙時の公約（マニフェスト）を破って、国民の意思が無にされてしまう事態は充分にありうる。これを指してルソーは、社会契約論の中で、「(国民が主権者なのは) 議員を選挙する間だけで、議員が選ばれるや否や、国民は奴隷になり無に帰してしまう」と批判した。また、どんなに努力しても、行政が気づかない国民のニーズがあるはずである。 　上述のように、仮に主権者たる国民の意に沿わない政治が行われる場合に備え、国民自身が自らの要求を伝える手段として、各種直接請求権とならんで、いわば参政権的な色彩をもつ権利として、請願権が用意されているのである。これはいわば、議	個人 （倉吉市	

		会と執行部が左右のタイヤとなって運転する車が暴走したとき、最後にハンドルをとり、ブレーキを操作するのが国民であるという表現が適切であろう。 ・現行の請願権規定の問題点 （イ）「議員の紹介」の存在 憲法は、「何人も…請願する権利」について定め、請願権は、すべての者に及んでいることを示している。また請願法は、憲法の規定を踏襲した上で、その具体的手続（住所・氏名の記載や、書面によるべきことについてなど）について定めているが、その他の条件については付していない。 しかし、その下位規範である地方自治法第124条は「普通地方公共団体の議会に請願しようとする者は、議員の紹介により請願書を提出しなければならない。」と定め、また国会法第79条においては「各議院に請願しようとする者は、議員の紹介により請願書を提出しなければならない。」と規定する。この「議員の紹介」とは何なのであろうか。 私見では、この「紹介」には、「まっとうな」請願であるか否かを、国民から選ばれた議員の目で事前に選別する、いわば、上程・審査前の「ふるい」として機能している側面があると解する。しかし、このように議員の紹介を法律で受理の必要的要件にまでしておくことについては、「憲法論としては…大いに問題であって、違憲視されねばならない」との見解もある（渡辺久丸『請願権』194頁）。私も、渡辺氏と同様の立場をとる。一般の国民には、議員の紹介を受けることはハードルが高いであろう。紹介は議員の「紹介する権利」なのか、国民の「紹介される権利」なのかも明確ではない。 違憲論の根拠は、請願者は、自己の請願趣旨に賛同して紹介議員になってくれる者（政党）を選挙の結果得られなければ、議会に対し、請願権を行使できなくなるからである。仮に、当該請願に反対の議員が紹介議員になるとすれば、そのような紹介は形式的なものであって、もはやそのこと自体が、その介在（紹介）の不要性を証拠立てるものである。 なお、実務者は、「請願の内容に賛意を表するものでなけれ		

		ば、紹介すべきものではない」（昭和29年9月5日、地自滋第4号、滋賀県議会事務局長宛、行政課長回答）とするが、学説には、「請願内容に反対でも紹介議員になれると解するべきであり、また同一事項について相反する内容の請願がなされた場合に、両者の紹介議員になれると解する」（基本法コンメンタール、室井・金子編『地方自治法』）として、前者に対立する学説もある。また、実務家の中にも「願意に賛成でなければ紹介できないとの制約は、住民の請願権を事実上制約する」から「いずれの場合でも紹介できるように改める必要がある」との声もある。 しかしながら、願意に賛成できないのに紹介議員になるのを強いるのは、彼の思想・信条を侵すことにもなりえ、問題がある。また、そもそも、上述のとおり賛同できないものに紹介を強いるならば、紹介そのものが形骸化して意味をなさず、違憲視されなければならないので、この改正が必要であり、国に対してその是正を働きかけられたい。 （ロ）「誠実処理義務」とは何かが不明瞭 請願法第5条は、官公署が請願を「誠実に処理」すべきとするが、「誠実な処理」という表現はあいまいであるので、適法に提出された請願については、(a) 議会に対するものにあってはきちんと審議ないし審査し、(b) 官公署に対するものにあってはきちんと調査・検討し、その結果を提出者に対して報告すべきことを法において明記すべきである。また、請願法の「誠実処理義務」の適用主体を、「官公署」に限定せず、議会を含みうるものにすることも必要である。 なお、請願権の法的性格について、請願は「単に希望の表示たるに止まり…その審査を要求する権利があるのではない…唯適法な形式を備へた請願に対しては、之を受理すべき義務がある」との学説（美濃部達吉「日本国憲法原論」182 頁）もあるが、私はこれに否定的である。 もし、官公署ないし議会が、請願を受理するだけで審議をせず、形だけ受け取って放置をすれば、その請願提出者の意思・希望は、無に帰してしまう。かつて、大日本帝国憲法下におい		

		ては、請願は臣民から主権者たる天皇に対してのものであり、天皇の慈悲・恩恵として臣民に「発言を許す」「聞き置く」という性質のものだったが、現行憲法のもとでは、「主権は国民に存する」（憲法前文）ことを考えれば、国民の意思ができるだけ行政に反映されるよう、請願の内容について審査すべき「審査要求権」を含むと解するのが相当であると考えている（もちろん、請願内容について、「採択」するか「不採択」とするか否かは、請願を受けた立法府ないし行政府が決定すべきもので、この判断は彼に委ねられていると解するが、その審査をせず、ただ受け取るだけでは、請願権の趣旨を没却するものになり、不当であるとの立場をとる。）。なお、私の主張に関連する学説には次のようなものがある。 ・「請願法五条の請願の「誠実な処理」から調査・報告の義務があると解するのが妥当である」（粕谷友介『基本的人権の保障』204 頁）。 ・「請願権が権利とされるのは、国家機関に対して請願を受理し、かつ誠実に処理すべきことを義務づける作用をするからである。なお、通説においては、請願者は、請願についての回答を要求しえないものとされるが、とくに否認する根拠に乏しいものと思われる。」（長尾一紘『日本国憲法・新版』162 頁）。 ・「請願権は、なんらかの回答を請求する権利を含むものと解す」（粕谷友介・渡辺久丸「現代請願権論」176 頁）。 ・「回答を請求する権利を含むものと解すべきではなかろうか。」、「ボン基本法第 17 条…審査と回答を請求する権利を包含している。」（粕谷友介「憲法 16 条（請願権）について」『上智法学論集』173 頁、167 頁） （八）「請願」と「陳情」の差異の存在、「陳情」についての法律上の扱いが不明瞭 現行法令上、紹介議員をつけて請願の提出がなされた場合については、国会に対するものは、国会法第 80 条によって「請願は、各議院において委員会の審査を経た後これを議決する」とされ、国会の審議に付されることになっている。また、地方自治法第 109 条第 2 項は「常任委員会は、その部門に属する当		

		該普通地方公共団体の事務に関する調査を行い、議案、請願等を審査する。」とし、請願については、審査すべきことが法令上規定されている。 ところが、紹介議員のない陳情については、明文の規定がない。ゆえに、自治体によって、「請願は委員会で審査、陳情は所管委員会に参考配付」など、陳情は審議の対象から外されていたり、「議長は、陳情書又はこれに類するもので、その内容が請願に適合するものは、請願書の例により処理するものとする。」（鳥取市議会会議規則）と、原則同一に扱うとされていたり、様々である。このように、住所によって陳情の扱いが異なるのは、請願権が憲法上の権利であることを考えれば好ましくない。憲法上の請願権には、紹介議員のない「陳情」も含まれていると解するのが相当なところ、陳情も請願も、全国的に同一の扱い（審議）がなされるべきである。ついては、左記のとおり、請願も陳情も、住所・氏名を記載した適法なものについては、きちんと審査すべきことを地方自治法及び国会法、並びに請願法に法定すべく、鳥取県議会において意見書を提出いただきたい。 **▶陳情の要旨** 地方自治法第 124 条以下及び国会法第 79 条以下並びに請願法各条の請願権に係る条文については、日本国憲法第 16 条の請願権規定の趣旨に合致する形での改正が行われるべく、国に意見書を提出することを求める。 （イ）地方自治法及び国会法の請願の受理要件「議員の紹介」を不要にすること。 （ロ）請願法第５条は、官公署が請願を「誠実に処理」すべきとするが、「誠実な処理」という表現はあいまいであるので、適法に提出された請願については、(a) 議会に対するものにあってはきちんと審議ないし審査し、(b) 官公署に対するものにあってはきちんと調査・検討し、その結果を提出者に対して報告すべきことを同法において明記すること。 （ハ）議員の紹介の必要な請願と、不要な陳情の差異を是正すること。		

農林水産商工常任委員会・陳情

受理番号及び受理年月日	所管	件名及び要旨	提出者	審査結果
27年－4 (27. 1. 30)	商工労働 関連陳情 総務 27年－3	**生活必需品への軽減税率適用及び最低賃金の引き上げを求める意見書（最低賃金関係）の提出について** **▶陳情の理由** 昨今の日本経済は、いわゆるアベノミクスによる大胆な量的・質的金融緩和、それによる円安誘導、指数連動型ＥＴＦ（株式上場投信）やＲＥＩＴ（不動産上場投信）の買い入れによる株高誘導施策などの施策があいまって、リーマンショック不況の最悪時からは脱し、第一次安倍政権発足時においては、国民の間に「これから景気が上向くかもしれない」という期待の芽が見られた。株価は当時の７千円台から、直近では１万７千円台まで回復し、消費者態度指数や企業の業況判断指数（ＤＩ）も上向いている。しかし、この株高については、一部の者しか恩恵を享受できていないのが実態である。 また、緩和による日銀の国債の買い受けは、日銀による借金引き受け、いわゆる財政ファイナンスであると言わざるをえない。日銀券が信頼を失ったとき、円安とインフレが制御できなくなる危険性もある。アメリカのＱＥ縮小時には市場が相当揺れた。直近ではスイスがユーロとの為替上限の終了を突然発表して市場がパニックになったように、出口戦略は常に考えておかねばならないし、無秩序な資産の買い入れは慎むべきである。付言すれば、ＧＰＩＦによるリスク性資産の保有率増大も、株価への寄与や期待リターンの向上というメリットはあるものの、反面、リーマンショックのような未曾有の危機が起きた際のリスクも倍増するもので、年金基金を危機にさらすものであるので、留意すべきである。（この点、第 187 回国会に長妻昭衆議院議員が提出の「ＧＰＩＦにおける年金積立金の運用リスク等に関する質問主意書」に記載あり。） 確かに、円安誘導施策は、自動車産業や精密電器・機械産業などの輸出産業にとっては、外貨建て資産の円換算額を増やし	個人 （倉吉市	

		て当期純利益の増大に寄与し、また安倍首相の各界に対する賃上げ要請もあいまって、一部大企業においては一定の賃金上昇をもたらし、株式配当額も向上した。しかし、企業は総じてまだ設備投資に慎重で内部留保を蓄え、従業員の態度も慎重で、給与を消費に回さない実態が明らかになっている。これは「富ある者」への富の偏在、格差の拡大をもたらしている。 直近においては、2014 年４月からの消費増税や、円安による輸入価格の向上により、食料品などの生活必需品の価格が上昇し、一般の家庭においては収入に占めるこれら食料品等に対する支出が増大し、国民の生活は逼迫している。増税以降の実質ＧＤＰは、４～６月期が前年同期比年率 6.7 ％減、７～９月期が同 1.9 ％減と、２四半期連続でマイナス成長に陥った。消費増税による経済の落ち込みは、当初の予想以上に深刻で、これから消費税を 10 ％に上昇させれば、日本経済に深刻なダメージを与えることが予想されるところである。 とりわけ、低所得者層にとって、逆進性の高い消費税率の上昇や、昨今の円安に伴う食品支出の増大は、死活問題である。首相は、景気条項を付することなく、時期がくれば必ず再増税するかのように言っているが、これはやめるべきである。行政の無駄削減、公務員削減など身を切ることをせず、国民の負担を強化することは許されない。仮に、公約どおり消費税を 10 ％に上昇される際も、食品など生活必需品については増税と同時に３～５％の軽減税率を設定し、奢侈品や奢侈サービス（たとえば、パチンコや一定額以上の外食など）には高税率を適用し、法人減税幅を縮小するなどして、低所得者層に配慮した税制の構築が望まれるところであり、国に対して、その実現を働きかけられたい。 また、鳥取県においては、元々収入額、可処分所得額は全国的に低い水準にある。とりわけ、鳥取県の最低賃金については全国最低水準（677 円）にあり、県民の方が「健康で文化的な最低限度の生活（憲法第 25 条）」を営むために、この是正が望まれるところである。アベノミクスで給与が増大するのは、一部大企業の職員だけでいいはずもなく、その恩恵は、等しく国民全般に及ぶべきものである。最低賃金が問題とされるのは、		

		アルバイトやパートなどのいわゆる非正規労働者の方であるが、このような方たちの処遇を改善し、正社員の格差を少しでも埋める施策を講じることが求められるところであり、この旨国に対して意見書を提出いただきたい。 **▶陳情の要旨** 以下についての意見書を国に提出することを求める。 （ロ）最低賃金引き上げに係る意見書を国に提出すること。		

地域振興県土警察常任委員会・陳情

受理番号及び受理年月日	所管	件名及び要旨	提出者	審査結果
27年－1 (27.1.7)	地域振興	**鳥取・米子両空港の早期のマルチトラック化について** **▶陳情の理由** 現状、鳥取空港の定期就航路線は、同空港と東京・羽田空港とを結ぶ全日本空輸（ＡＮＡ）便のみである。また、米子空港にはＡＮＡの東京便とスカイマーク（ＳＫＹ）便が就航しているが、ＳＫＹ社は航空機（Ａ380）の過大な購入計画が失敗し、購入先のエアバス社と契約解除をして違約金の支払いを迫られている。手元現金の捻出のためにリース機材の早期返却や（つまり、減便を迫られる）、所属が異なりライバル関係にある大手二社とのきわめて異例のコードシェアを計画するなど事業計画の見直しを余儀なくされ、米子空港を発着する路線（神戸・那覇）から平成27年9月にも撤退する見通しとなった。また、現在運休中の米子－羽田線は、平成27年3月末に再開する方針を示していたが、これも断念する。まさに今、同社を取り巻く環境は視界不良で、軟着陸の見通しが立たない。 上述のような経緯によって、鳥取・米子両空港に就航するのは、ＡＮＡ便のみとなる。ＳＫＹ社は、搭乗率が見込めないと早期に撤退する逃げ足の速さで知られており、私も、当初より、搭乗率如何では撤退の可能性もあると予見していた。 また、（直近は落ち着いているものの）原油価格の高騰や他社ＬＣＣとの競合を受け、同社は撤退発表前から慢性的な赤字体質が続いており、経営を危惧されていた。それは株価の推移が物語っている。そこにきて、手元の保有キャッシュの割に高価なＡ380機材の大量購入を発表したときは、投資家の間でも「購入資金どうするんだ。増資か。」「危ないぞ」などとささやかれていたのである。 しかし、今後同社が撤退して就航が一社のみになり、競合がなくなれば、運賃はどうしても高止まりしてしまうはず。ＳＫＹ社の存在が一定の運賃低廉化に寄与していると考えられ、ダブルトラック状態の維持は必要不可欠である。また、県はこれまで、ＳＫＹ社の就航に伴って増加する駐車場需要に対応する	個人 （倉吉市	

		ため、駐車場の整備などをしてきた。これを無駄にしてしまうのは、県民の理解を得られないはずだ。 　ついては、鳥取県において、既存格安航空会社に打診し、マルチトラック化（１空港への複数社運航）が維持されるようにしていただきたい。なお、その際、例えば米子空港であれば出雲大社観光客や松江圏域の旅客需要を、鳥取空港であれば鳥取砂丘観光客の旅客需要も考え、観光周遊ルートの考案や二次交通確保など、旅客取り込みの方策も同時に打ち出さねばならない。 　打診先として考えられるのが、ジェットスター（ＪＪＰ＝ＪＡＬ・豪カンタス・三菱商事系）やピーチアビエーション（ＡＰＪ＝ＡＮＡ系）、スターフライヤー（ＳＦＪ＝ＡＮＡ系）などである。確かに、保有機材の少ないこれらＬＣＣについては、現状、鳥取便に回す分の機材繰りに余裕があるかどうかという問題もあるが、これから市場規模の拡大することが見込まれるＬＣＣ業界。各社は今、保有機材を増やす計画で、今後においては就航も十分な可能性があると考えている。今は、今後に向けて種を蒔く好機である。 　例えば最近のＩＲ資料によれば、ＳＦＪは、宇部＝羽田路線において、平成26年11月に９割超の高い搭乗率をたたき出している。コードシェアが効いているという理由もあろうが、大手より少し安い割に、座席幅に余裕があり快適な居住空間。洗練され、高級感のある機内やサービスが受け入れられたのだと考えている。また、予約システム等も現在のＡＮＡのシステムも流用できる。ＳＴＡＲ１など特割運賃の活用によるイールドマネジメントも行い、収益拡大に繋げている。 　最初から定期路線は難しいかもしれないが、チャーター便からでも運航できるよう、県として、各社にアプローチを行っていただきたい。路線が増えて運賃が下がり、「陸の孤島」などと揶揄される当県へのアクセスの利便性が向上すれば、観光旅客の増大をもたらし、県内経済の発展に資するものと考えている。 **▶陳情の要旨** 　鳥取・米子両空港に格安航空会社を早期に誘致いただきたい。これは、県民や観光客の利便性向上を図り、もって県内経済の発展に資するものだと考えている。		

27年－2 (27. 1. 7)	文化観光 スポーツ	**まんが王国官房の保有するまんが本の処分・売却等について** **▶陳情の理由** 平成26年12月5日、官房職員と私との間で、「まんが王国」の今後についての意見交換会が持たれることになり（ここで、もちろん私は「まんが王国は無駄事業」を主張した。）、その際信じられないものを発見した。官房執務室の壁にずらり大量に並べられたまんがである。そこで、私は同年12月7日、(1)所蔵冊数と(2)購入・貸出の別、(3)購入したならば金額、(4)「当該まんがは、（現在）官房の中の誰かが読んでいるのか」と尋ねる照会文書を官房に発出した。 12月17日付けの回答にて、次のような回答があった。 執務室内に設置してあるまんがは、主に、平成24年度に開催した「国際まんが博」の「とっとりまんがドリームワールド」で展示用として購入したもので、約4,000冊あり、購入費用は1,727,750円です。現在は、鳥取県ゆかりのマンガを随時購入しており、平成25年度202冊264,428円、平成26年度（11月末まで）93冊78,980円です。 約4,000冊、210万円のまんが。これだけ費用があれば何ができるのか。世界には、今を生きるのに精一杯の人たちがたくさんいる。まんがを買うなら、こういう人たちに寄付をする方がよほど有意義だと思う。また、県における様々な助成制度の原資にする事もできる。 質問4について明確な回答が無かったが、つまり、イベント時の展示だけで、その後は単に死蔵しているだけ。物品は、一般に、その状態で持っていれば経年とともに価値が下がる「減価償却」が生じる。使わず死蔵しているだけのまんが、しかも「随時購入」と買い足しているのも許せない。 鳥取県物品事務取扱規則（昭和39年3月30日鳥取県規則第12号）第30条第1項の規定により「不要の決定」をし、第2項の規定によってこれを売却すべきである。 もし、仮に、現時点でまんがを民間業者やオークションで売り払っても、二束三文（取得価格の5～10％程度）にしかならない等の理由がある場合でも、官房の中にまんがを閉じ込めておくのはまんががかわいそうであって、図書館に移行して公共の用に供するなど、県民の皆様の生活に役立つようにすべき	個人 （倉吉市	

		である。 　予算議決権、決算審査権をもつ議会の良識として、このような無駄な予算の執行、財産の管理を許してはならない。 **▶陳情の要旨** 　まんが王国官房の保有する「まんが」の処分・売却等を求める。		
27年－6 (27.2.2)	文化観光 スポーツ	**いわゆるイスラム国による残虐非道な行為に対し「非難の決議」をし、また、政府に対し、危険区域への旅行者や外国在住邦人に対し、不要不急の旅行・滞在を慎むべきことを周知徹底することを求める意見書の提出について** **▶陳情の理由** 　２月１日早朝、いわゆるイスラム国（略称＝ＩＳＩＳまたはＩＳＩＬ）により、日本人ジャーナリスト後藤健二さんが殺害されたという訃報が飛び込んできた。彼は、同団体に拉致され後に殺害された、湯川遥菜さんを助けるために現地に向かい、拉致されたようだ。まず、陳情に先立って、亡くなった二名に対し、心から哀悼の意を表したい。 　さて、罪もない邦人に対し、残虐な方法で一方的に危害を加えるＩＳＩＬの行為は、断じて許されない行為である。身代金を盾に、着々と勢力を拡大するＩＳＩＬに対し、国際社会が協調して包囲網を形成していかねばならない。 　そこで、鳥取県議会として、亡くなった２邦人に対して「哀悼の意」を表するとともに、ＩＳＩＬの行為について「非難の決議」をすることを求める。 　なお、注意しなければならないのが、ＩＳＩＬというのはイスラム教ないしイスラム国家とは大きく異なる事である。イスラム教は、自身の信仰する唯一神アッラー以外を信仰する者に対しても比較的寛容であるが、過激派たるＩＳＩＬは、それ以外の宗教を信仰する者や無宗教者に対し、執拗なまでの迫害や虐殺などを行ってきた経緯がある。最近では、日本がアメリカなどと協調路線をとって、「難民支援」のために資金を拠出すると表明したことなどで、その敵対心が日本人にも向いた印象を受ける。	個人 （倉吉市	

		非難されるべきはＩＳＩＬであって、他のイスラム国家とは、これまでどおり友好な関係が構築されるべきである。後藤さんの親族が事件後に声明を出したとおり、このたびの行為が「憎悪の連鎖」になってはならない。「戦争のない社会をつくりたい」「戦争と貧困から子どもたちの命を救いたい」との後藤さんの遺志を継ぐため、県議会として、上記の決議をなすことを求めたい。 ＩＳＩＬが拠点とするイラク、シリア付近は、なおも危険な状況にある。また、その他にも、ウクライナとロシアの紛争地域など、世界には渡航を避けた方がよいと思われる地域が多々存在する。イスラム国は今後も日本人を標的にすると予告しており、新たな被害が生じかねず、危険である。 そこで、鳥取県議会として、政府に対し、危険区域に旅行をする旅行者や外国在住邦人に対し、不要不急の旅行・滞在を慎み、可能な者は速やかに帰還すべきことを周知徹底することについての意見書の提出を求める。 **▶陳情の要旨** （イ）いわゆるイスラム国による残虐非道な行為に対し、鳥取県議会として「非難の決議」をすることを求める。 （ロ）鳥取県議会として、政府に対し、危険区域に旅行をする旅行者や外国在住邦人に対し、不要不急の旅行・滞在を慎むべきことを周知徹底することについての意見書の提出を求める。		